

令和5年8月1日
市長決裁抜粋

協定を締結する条件について

飯能市太陽光発電設備の設置及び維持管理等に関する条例（以下「条例」という。）第14条第1項に規定する市長との協定締結並びに飯能市太陽光発電設備の設置及び維持管理等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第10条に規定する協定事項については、飯能市太陽光発電設備の設置及び維持管理等に関する条例及び条例施行規則における事務処理基準（以下「事務処理基準」という。）第11条に定める次の基準を満たさなければならない。

事務処理基準（抜粋）

（協定締結の事項）

第11条 条例第14条第1項で規定する市長と協定を締結するためには、規則第10条の協定を締結する事項について、次の基準を満たさなければならない。

(1) 太陽光発電設備の設置に関すること。

ア 太陽光発電設備の設置に関する事項は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が編集した地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドラインの各種技術基準に適合していること。

イ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法第108号）第9条第4項に規定する認定を取得していること。ただし、同法に規定する認定を取得しないで事業を行う場合は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者又は同項第13号に規定する特定送配電事業者との電力供給契約を締結していること。

(2) 災害防止対策に関すること。

ア 事業区域外からの土砂の受入による埋立てをしていないこと。

イ 傾斜度が30度以上である急傾斜地に太陽電池モジュールを設置していないこと。

ウ 盛土部分の土砂が崩壊しないよう締固めその他必要な措置が講じられていること。

エ 事業区域内の雨水その他の地表水を排除することができる必要な排水施設が設置されていること。

オ その他、土砂崩れ、溢水等の災害防止対策がされていること。

(3) 周辺地域の自然環境及び景観との調和に関すること。

- ア 規則第5条第1号の規定により市長に報告した自然環境保全計画書の内容が適正であること。
- イ 規則第5条第2号に規定する周辺の景観と調和した植栽等の措置が講じられていること。
- ウ 規則第5条第3号に規定する事業区域内の山林のうち、原則として25%以上の森林を保全していること。
- エ 太陽電池モジュールの色彩は、黒色若しくは濃紺色又は低明度かつ低彩度であること。
- オ フェンスの色彩は、設置する周辺の環境に応じた色とし、低明度かつ低彩度であること。
- カ その他、周辺環境と調和する措置が講じられていること。

(4) 周辺関係者の生活環境への配慮に関すること。

- ア 太陽光モジュールは、低反射のものとし、傾きの調整等による反射光対策をしていること。
- イ パワーコンディショナーは、事業区域の境界から離れた場所に設置する等、騒音及び低周波音を軽減するための措置が講じられていること。
- ウ 事業区域の境界から最寄りの太陽電池アレイまでの距離は、災害で太陽電池アレイが倒壊したときの緩衝地帯を兼ねるものとする。この場合において、管理用通路の幅は、事業区域の境界から最寄りの太陽電池アレイにおける短辺の長さ又は最上部までの高さのうち、いずれか大きい方と同等以上とする。
- エ 太陽光発電設備の設置工事（設置に伴う樹木の伐採、土地の造成等による区画形質の変更を含む。）に際し、周辺道路を通過する工事車両の搬入搬出時間、台数等の計画に対し、周辺関係者の合意を得ていること。
- オ 道路に接する場所に太陽光発電設備を設置するときには、見通しの妨げにならないようにするとともに、境界から後退させる等の措置により道路の幅員を4m以上確保していること。
- カ その他、周辺関係者に対する生活環境への配慮がされていること。

(5) その他市長が必要と認めること。

- ア 事前確認及び事前協議における助言及び指導の内容を満たしていること。
- イ 周辺関係者の意見及び協定の締結の求めに対し適切に対応していること。
- ウ 事業の施行に必要な法令及び他の条例の許認可又は確認を取得していること。